

～ 長崎県以外の私立高等学校等に
在学している生徒の保護者の皆様へ ～



令和 8 年度 長崎県私立高等学校等奨学給付金について（家計急変）

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。

本制度は、保護者の失職等に伴い、収入が減少した家計急変世帯を対象とした給付の案内です。

1. 支給要件

■ 申請した翌月 1 日現在において、次のすべての要件を満たしていること

日本国籍等^{*}を有する者

平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した生徒で、令和 8 年 7 月 1 日現在、在学しており、高等学校等就学支援金又は高等学校等修学支援事業費補助金（「高校生等・新修学支援」「学び直しへの支援」「専攻科の生徒への修学支援」）の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免により受給していない場合を含む。）

保護者等が長崎県内に住所を有すること

保護者の失職等による家計急変で、＜「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」の合算額が表 1（専攻科の生徒は表 2）の区分に相当する世帯と認められる世帯の高校生等＞に該当する場合

申請後、就職等状況に変更があった場合は申告してください。

^{*}日本国籍等・・・以下の（ア）～（キ）の者が対象となる

（ア）日本国籍を有する者 （イ）特別永住者 （ウ）永住者

（エ）日本人の配偶者等 （オ）永住者の配偶者等、

（カ）定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、

（キ）家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者（専攻科の生徒においては高等学校も含む）であって、卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

の要件について、以下に該当する生徒は、経過措置として令和 7 年度と同等の支給区分・金額において支援いたします。

高等学校等就学支援金で経過措置または、高校生等・新修学支援金としての認定を受けた生徒

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直し支援）における旧制度での認定を受けた生徒

高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）において、旧制度での認定を受けた専攻科の生徒

上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません

- ・申請した翌月 1 日現在、休学している者（進級が見込まれ学校長の証明が得られる場合を除く）
- ・申請した翌月 1 日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合
- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額による世帯区分の判定において、保護者の全員又は一部が道府県民税及び市町村民税の賦課期日（1 月 1 日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

2 . 支給金額

表 1：全日制・定時制・通信制の高校生等の場合

区分		高校生等 1 人あたりの給付額【年額】	支給対象経費
道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額	0 円（非課税世帯）	1 5 2 , 0 0 0 (5 2 , 1 0 0 円)	授業料以外の教育に必要な経費
	100 円以上 105,500 円未満の世帯	5 0 , 6 7 0 円 (1 7 , 3 7 0 円)	
	105,500 円以上 182,500 円未満世帯	3 8 , 0 0 0 円 (1 3 , 0 3 0 円)	

定時制・通信制については表中の（ ）内の金額が給付額となります。

新入生を対象とした早期給付を受給している場合は、年額から既支給額を差し引いて支給します。（年 1 回の支給となりますが、早期支給の受給者は今回の支給とあわせて 1 回とみなします。）

7 月以降に家計急変した世帯へは、申請した翌月から 3 月までの月数に応じて算

定した額を給付します。ただし、申請した日が月の初日であるときは、その日の属する月以降の月数に応じて算定した額を給付します（例：8月1日に申請した場合（年額）×8/12の額、8月2日に申請した場合は（年額）×7/12の額）

表2：専攻科の高校生等

区分		高校生等1人あたりの給付額（年額）	支給対象経費
市町村民税所得割の合算額	道府県民税所得割及び		
	0円（非課税世帯）	52,100円 （52,100円）	授業料以外の教育に必要な経費
	100円以上105,500円未満の世帯	17,370円 （10,420円）	
	105,500円以上264,500円未満で扶養する子が3人以上いる世帯	13,030円 （10,420円）	

専攻科の高校生等は、全日制・定時制・通信制いずれの課程においても、表中の給付額となる。

「扶養する子が3人いる世帯」とは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。

7月以降に家計急変した世帯へは、申請した翌月から3月までの月数に応じて算定した額を給付します。ただし、申請した日が月の初日であるときは、その日の属する月以降の月数に応じて算定した額を給付します（例：8月1日に申請した場合（年額）×8/12の額、8月2日に申請した場合は（年額）×7/12の額）

経過措置に該当する生徒について、給付額は括弧書きの額となります。

3．申請方法

- 次の提出書類を郵送又は持参により、直接、長崎県総務部学事振興課へ提出してください。
- 申請書等の様式は、長崎県総務部学事振興課のホームページからダウンロードしていただくか、長崎県総務部学事振興課あてに請求してください。

< 県 HP 検索方法 >

【組織で探す】→【学事振興課】→【長崎県私立高等学校等奨学給付金】

4 . 提出書類

- 申請書の記入にあたっては、申請書に添付されている「記入上の注意」をご覧ください。ただし記入例を参考のうえ、記入もれがないようにご注意ください。なお、家庭状況に応じて記載書類の他に関係書類を求める場合がございますのでご了承ください。
- 本申請においては、シャープペンシルや消せるボールペンは使用不可とします。
- 申請者が「生徒本人」である場合は、申請区分に関わらず、生徒本人の健康保険証の写しをご提出ください。
- 個人番号カードを有していない保護者等については、原則として個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書により個人番号を確認することができます。
- 個人番号による情報照会ができない場合は、所得課税証明書等の提出を求めることがあります。

保護者の失職等により収入が減少し、表 1 または表 2 の区分に相当すると認められる世帯に該当する場合

離婚や定年退職、離職理由が「正当な理由のない自己都合退職（離職理由コード：4E、5E 離職番号：40、45、50、55）」等の場合は対象外

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第 1 号の 1）
 - ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること
- イ 在学証明書（様式第 2 号）
- ウ 個人対象要件証明書（様式第 10 号）（専攻科の高校生等のみ）
- エ 保護者等全員の収入が減少し、＜「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」の合算額が表 1 または表 2 の区分に相当すると認められる世帯＞に相当することが確認できる書類
 - 個人番号利用目的同意書および個人番号提供書（様式第 14 号）
 - 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など）
 - 家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）
 - その他知事が必要と認める書類
- オ 保護者等の顔写真付き本人確認書類の写し
 - ・個人番号カード（表面のみ） 運転免許証、パスポート等
 - ・エ 様式第 14 号の裏面か【参考】本人確認書類（写）貼付台紙に貼付すること

カ 扶養親族申告書（様式第 13 号）（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満で扶養する子が 3 人以上いる世帯として申請する場合のみ）

キ 通帳の写し

- ・申請者名義の口座
- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

【個人番号カードの提出が困難な場合】

下記ウ、エについては、発行に手数料が発生します。

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第 1 号の 2）

- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等を申請者とする

イ 在学証明書（様式第 2 号）

ウ 住民票謄本（原本）

- ・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること
- ・対象となる生徒本人が、保護者等と別居し住民票を異動させている場合は、住民票除票（原本）も併せて添付すること

エ 保護者等全員の収入が減少し、＜「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」の合算額が表 1 または表 2 の区分に相当すると認められる世帯＞に相当することが確認できる書類

保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など）

家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）

保護者等全員の令和 8 年度（令和 7 年中の所得）の所得課税証明書（原本）
その他知事が必要と認める書類

添付する書類については、個別にご相談ください。

オ 個人対象要件証明書（様式第 10 号）（専攻科の高校生等のみ）

カ 扶養親族申告書（様式第 13 号）（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満で扶養する子が 3 人以上いる世帯として申請する場合のみ）

キ 通帳の写し

- ・申請者名義の口座
- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

5 . 提出期限

- ・ 令和 8 年 7 月 1 日以前に家計急変の事由が発生した方
年額支給締切：令和 8 年 8 月 3 1 日（月）消印有効
- ・ 令和 8 年 7 月 2 日以降に家計急変の事由が発生した方は随時受け付けを行います。
最終期限：令和 9 年 2 月 1 9 日（金）消印有効

6 . 支給方法等

- 支給の可否を決定後に、申請時に指定のあった口座に振り込みを行います。
指定の口座への振込完了後に、支給決定通知を送付いたします。

7 . 留意事項

- 7 月以降に入学することが定められている学校に在学されている場合は、長崎県総務部学事振興課へ問い合わせてください。

8 . 問い合わせ先

< 長崎県 総務部 学事振興課 >

〒850-8570 長崎市尾上町 3 - 1

TEL 095-895-2282 FAX 095-895-2547